

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 （こども加算）（5万円/こども1人）のご案内 支給には手続きが必要です

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（こども加算）は、価格高騰重点支援給付金（均等割のみ課税世帯・10万円）を受給される世帯のうち、同一世帯に18歳以下の児童（平成17年4月2日以降生まれ）がいる世帯に追加支援する給付金です。

・別世帯(単身で学校の寮に入っているなど)の生計を同一にする児童についても対象となる場合があります。

給付金の支給額

こども1人あたり5万円

給付金の支給時期

二宮町が確認書を受理した日から
3週間後が目安です。

支給の手続き

令和5年12月1日において、町の住民基本台帳に記載されている18歳以下の児童（平成17年4月2日以降生まれ）

・**手続きが必要**です。 ※詳細は裏面をお読みください

提出期限 **令和6年5月20日（月）** まで

- ①令和5年12月2日から令和6年5月20日までに出生した新生児
- ②町の住民基本台帳に記載されていないが生計を同一にする18歳以下の児童（平成17年4月2日以降生まれ）

・**手続きが必要**です。

①新生児の手続き

▶ R5/12/2～R6/5/20に生まれた新生児については、6月中旬に別途通知しますのでお待ちください。

②別世帯の生計を同一にする18歳以下の児童の手続き

▶ 申請が必要です。必要書類を郵送しますので、令和6年4月26日（金）までにお電話等でお申し出ください。



電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ



二宮町福祉保険課
価格高騰重点支援給付金担当
0463-75-9418
受付時間 平日8:30～17:15

給付金の支給手続き

- 対象となる世帯には、二宮町から、給付内容や確認事項が記入された確認書が届きます。（このチラシに同封されています）
- 中身を確認して、二宮町に**返信してください**。



【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
(世帯構成の変更や転入等により初めて通知する場合は、振込口座は記載されていません)
- ②世帯主と生計を同一にしていること
- ③他の親族等から扶養を受けていないこと
- ④既に他の市町村から同様の給付金(こども加算5万円)を受けていないこと
※同封の記載例を参考に、必要事項を記入の上、返信してください。

よくあるご質問

Q：確認書に口座情報が印字されていますが、なぜ町は口座情報が分かるのですか。

A：できるだけ簡素な手続きで迅速に給付するため、令和2年5月から支給されていた特別定額給付金等の手続きの際にお伺いした口座情報を用いています。

Q：印字されている口座とは別の口座に振り込んでほしい。

A：確認書表面下部の記載欄に口座情報を記入の上、台紙に口座情報が分かる資料（キャッシュカードのコピーなど）と、本人確認書類（運転免許証のコピーなど）を添付してください。

Q：世帯主以外の代理人が記入することができますか。

A：親族であれば代理記入は可能です。その場合は、確認書裏面の代理記入欄に必要事項を記載の上、世帯主の署名をしてください。



電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(# 9110)にご連絡ください。

お問い合わせ



二宮町福祉保険課
価格高騰重点支援給付金担当
0463-75-9418
受付時間 平日8:30～17:15